

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可及び変更の許可の取り消し ・ 都市公園の占用許可及び変更の許可の取り消し 		
根拠法令及び条項	都市公園法 第27条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (監督処分) 第二十七条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。		
	一 この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者 二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者 三 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者		
処分基準 設定年月日	昭和31年 4月20日 (都市公園法制定日)	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	建設管理部 公園管理課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。